

ウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス）の緊急防除の防除区域を追加

平成21年4月、青梅市内のウメでわが国で初めてウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス）による植物の病気の発生が確認されました。

農林水産省及び東京都は、この病気のまん延を防止するため、関係自治体や住民の皆様などの協力を得ながら、発生が確認された青梅市、あきる野市、八王子市、奥多摩町及び日の出町の地域において、本病のまん延を防止し、早期根絶を図ることとして、植物防疫法に基づく緊急防除を実施しているところです。

このたび、農林水産省は、東京都及び関係自治体等と協議し、昨年の調査で新たにウメ輪紋ウイルスの感染を確認した地域について、本年2月10日、農林水産省令を施行し緊急防除の防除区域を追加することとしました。

この緊急防除では、ウメ輪紋ウイルスの根絶が確認できるまでの間、当該ウイルスに感染するおそれがある植物（規制対象植物）を防除区域から持ち出すことが禁止されるほか、感染が確認された植物等の廃棄（伐採・抜根）が行われます。この防除措置は、生産園地のみならず、各家庭の庭木や盆栽等も対象となりますので、住民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

緊急防除の概要

防除の内容

- ・ 防除区域内の規制対象植物を防除区域外に持ち出すことを禁止
- ・ 感染している植物及び感染のおそれがある植物を植物防疫官の指示により廃棄

防除区域（防除を行う地域）

- ・ あきる野市

秋川、秋留、網代、油平、雨間、五日市、伊奈、入野、上ノ台、牛沼、小川、上代継、切欠、草花、小中野、小峰台、小和田、三内、下代継、菅生、瀬戸岡、高尾、館谷、館谷台、留原、二宮、野辺、原小宮、引田、平沢、平沢西、平沢東、深沢、淵上、山田、横沢

- ・ 青梅市

全域

- ・ 八王子市

暁町、石川町、宇津木町、梅坪町、大谷町、尾崎町、上巻分方町、川口町、川町、久保山町、左入町、下恩方町、諏訪町、大楽寺町、高月町、滝山町、丹木町、戸吹町、西寺方町、式分方町、丸山町、みついい台、美山町、元八王子町、谷野町

- ・ 羽村市

小作台、川崎（※）、五ノ神（※）、栄町、神明台、玉川、羽（※）、羽加美、羽中、羽西、羽東、緑ヶ丘

※ 都道249号線以西の地域に限る。

- ・ 奥多摩町

海澤、梅澤、大丹波、川井、小丹波、丹三郎、氷川

- ・ 日の出町

全域

（注）太字は、平成23年2月10日

に追加される地域

規制対象植物（規制の対象となる植物）

サクラ属（ウメ、モモ、スモモ、アンズ、サクラ（オウトウ）、ユスラウメなど）、セイヨウマユミ、ナガバクコ、セイヨウイボタの生植物（苗、植木、盆栽、切り花、切り枝など）
ただし、種子。果実は除く。

ウメ輪紋ウイルスはヒトや動物には感染しません。また、果実を食べても健康に影響はありません。

問い合わせ先

東京都農業振興事務所振興課農業環境係

☎024（548）5052

農林水産省横浜植物防疫所輸出・国内検査担当

☎045（211）7155